

第 2 期中期目標期間終了時における業務・組織全般の検討（案）

地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）の中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価を行ったときは、地方独立行政法人法第30条第1項に基づき、設立団体の長（知事）が、センターの業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行う。

なお、検討に当たっては、評価委員会の意見を聴くこととなっている。

<地方独立行政法人法>

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

業務の継続又は組織の存続の必要性

- ・センターは平成21年に独立行政法人化して以降、本県経済の発展と県民生活の向上に資するため、公設試験研究機関としての役割を果たしてきた。
- ・第2期中期目標期間において、戦略産業のイノベーションや事業化に向けた実用化研究、共同開発等への積極的な取組により着実に成果をあげており、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価においても「中期目標を十分達成見込み」と評価したところ。
- ・今後、新たな県基本計画のもと付加価値の高い成長産業の育成・創出やものづくりの高度化に寄与しながら、「中核的技術支援拠点」として本県の産業振興に資するため、引き続き業務を継続していく必要がある。

その他業務及び組織

- ・理事長のトップマネジメントのもと運営体制や経営資源の配分の最適化に努め継続的な見直しを行っているほか、地独法に対応した内部統制体制の整備や、職員の職能開発等、適切な業務運営を確保する取組は着実に行われている。

【検討の結果及び講ずる措置の内容（案）】

上記を踏まえ、センターは、引き続き本県の産業振興を図る上で重要な役割を担っており、業務の継続及び組織の存続が必要であるとともに、業務運営についても適切に改善等に取り組んでいることから、法に規定する「所要の措置」を講ずる特段の理由はないと判断する。